

船舶事故調査報告書

平成24年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	潜水者死亡
発生日時	不明（平成23年7月2日 20時30分ごろ～22時10分ごろの間）
発生場所	沖縄県読谷村都屋漁港北西方沖 都屋港第2沖防波堤南灯台から真方位300° 1,240m付近 （概位 北緯26°23.6′ 東経127°42.7′）
事故調査の経過	平成23年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ちか丸、3.8トン ON3-180049（漁船登録番号）、個人所有 10.50m×2.78m×0.96m、FRP ディーゼル機関、87kW（動力漁船登録票による）、昭和63年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年10月7日 免許証交付日 平成22年11月5日 （平成27年12月18日まで有効） 潜水者 男性 62歳
死傷者等	死亡 1人（潜水者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び潜水者1人が乗り組み、都屋漁港を出港し、同漁港沖約1,240m付近の水深約10mの地点に錨泊したのち、エンジンを停止して潜水漁業の準備を行いながら簡単な打ち合わせを行って日が暮れるのを待った。 船長及び潜水者は、平成23年7月2日20時30分ごろフーカー潜水を同時に開始し、お互いが少し離れて水中銃による漁業を開始した。 船長は、22時00分ごろに船に戻り、船の上から水面を確認したところ、水中ライトが見えたので、潜水者がまだ漁業を続けていると思い、自分の道具を片付けていた。船長は、22時10分ごろ、終了時刻であることを知らせるため、送気ホースを少し引っ張って潜水者に合図を送ったが、潜水者から合図が返ってこないため、大きな獲物と遭遇したものと考え、船上から潜水者の動きを観察していたが、しばらく見守っても、潜水者の水中ライトが動く様子が見えないため、不安に思って今度は強めに送気ホースを引っ張って合図を送ったが、反応はなかった。 船長はトラブルが発生したと判断し、1人では救助は難しいので、漁業協同組合の担当者に連絡を取り、援助を求めた。

	<p>連絡を受けた担当者はすぐに船を出し、22時30分ごろ、現場に到着したのち、送気ホースをたどって潜水者の水中ライト付近に船を移動させ、ホースを手繰って潜水者を船上へ引き上げ、救急車を手配して都屋漁港に戻った。</p> <p>船長も錨を揚げ、同港へ戻った。</p> <p>潜水者は、搬送先の病院で死亡が確認され、溺死と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3</p> <p>海象：海面 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長は、潜水の前に船の前後に錨を入れ、船が移動し、送気ホースが絡まったり、引っ張られたりして起きるトラブルを防止していた。また、潜水者に空気を送るコンプレッサーは、船尾甲板に設置されており、潜水前に本船のエンジンは、停止されていた。</p> <p>漁業協同組合の担当者は、潜水者を船上に揚収したのち、陸に運ぶために送気ホースを包丁で切断したが、その際、送気がなされていたことを確認し、潜水者がマスクをしっかりと装着していたことも確認した。</p> <p>本事故当時には、船長は潜水者とほとんど同じ時間帯に潜水しており、本事故の発生を目撃した者はいなかった。</p> <p>潜水者の所持していた水中銃には、捕獲したタコが刺さっており、このタコの足が全て欠落していた。船長等は、サメ類に捕食された可能性を示唆しているが、潜水者の溺死との因果関係は不明である。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>潜水者は、溺死した。</p> <p>本船は、都屋漁港沖で錨泊し、本船から送気して潜水漁業中、20時30分ごろ船長及び潜水者が潜水を開始したのち、22時10分ごろ船長が潜水者に送った合図に応答がなかったことから、この間において潜水者が溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>潜水者は、溺死した。</p> <p>本船は、都屋漁港沖で錨泊し、本船から送気して潜水漁業中、20時30分ごろ船長及び潜水者が潜水を開始したのち、22時10分ごろ船長が潜水者に送った合図に応答がなかったことから、この間において潜水者が溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>潜水者は、溺死した。</p> <p>本船は、都屋漁港沖で錨泊し、本船から送気して潜水漁業中、20時30分ごろ船長及び潜水者が潜水を開始したのち、22時10分ごろ船長が潜水者に送った合図に応答がなかったことから、この間において潜水者が溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、都屋漁港沖において錨泊し、本船から送気して潜水漁業中、潜水者が溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>								